

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問介護】【介護予防訪問介護相当サービス】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省及び松原市健康部高齢介護課からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 施設区分【訪問介護】

区 分	必 要 書 類
通院等乗降介助 【訪問介護】	<p>① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</p> <p>② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</p> <p>③ 道路運送法による免許証又は許可証の写し</p> <p>④ 通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認票</p> <p>加算届として上記の書類を提出することに加え、以下の内容を運営規程に追加するための変更届が必要です。</p> <p>(参考)</p> <p>※「通院等乗降介助算定可能事業所」における運営規程に記載が必要な事項(例示) (太字部分を改定追記していただくことになります。)</p> <p>(指定訪問介護の内容)</p> <p>第〇条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 訪問介護計画の作成</p> <p>(2) 身体介護に関する内容</p> <p>① 排泄・食事介助</p> <p>② 清拭・入浴・身体整容</p> <p>③ 体位変換</p> <p>④ 移動・移乗介助・外出介助</p> <p>⑤ その他の必要な身体介護</p> <p>(3) 生活援助に関する内容</p> <p>① 調理</p> <p>② 衣類の洗濯、補修</p> <p>③ 住居の掃除、整理整頓</p> <p>④ その他必要な家事</p> <p>(4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容</p> <p>要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。</p> <p>(5) 前4項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 この規程は、令和〇年〇月1日から施行する。(←注:算定開始年月日)</p>
	<p>○ 指定訪問介護事業を行う法人が、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業等の免許又は許可を有していること。</p> <p>○ 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例115号)第32条に基づき、介護等の総合的な提供の実施が可能又は可能と見込まれること(※)。</p> <p>※ 『事業所の所在地市町村の意見』を参考に、提供されるサービス内容が、適正な居宅介護サービス費の給付に適うものと見込まれるかを併せて判断する。(届出の提出があった場合、上記の意見照会を行う。)</p>

2 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
定期巡回・随時対応サービスに関する状況【訪問介護】	① 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙8)
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ) 【訪問介護】	① 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙9) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)(※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のみ) ③ 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(別紙9-3) (※(Ⅰ)(Ⅲ)の重度要介護者等割合要件を用いる場合のみ) ④ 全てのサービス提供責任者の実務経験証明書(※(Ⅰ)(Ⅱ)のみ) ⑤ 病院、診療所又は訪問看護ステーションと連携していることが確認できる契約書等の写し (※(Ⅰ)(Ⅲ)の看取りに関する要件を用いる場合のみ)
口腔連携強化加算	① 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) ② 歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めたことが確認できる契約書等の写し
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【訪問介護】	① 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) ② 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ③ 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式2) ② 変更に係る届出書(別紙様式4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

3 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ) 【訪問介護】	① 個別の訪問介護員等及びサービス提供責任者に係る研修計画及び実施記録 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催記録 ③ サービス提供前後のサービス提供責任者・訪問介護員間の情報伝達・報告の手法及び実施記録 ④ 全ての訪問介護員等に対する健康診断等の実施計画及び実施記録 ⑤ 緊急時における対応方法が利用者に明示されていることが確認できる書類 ⑥ 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(別紙9-3) (※(Ⅰ)(Ⅲ)の重度要介護者等割合要件を用いる場合のみ毎月作成すること) ⑦ 看取り期における対応方針(同意を得るための書類を含む) ⑧ 看取りに関する研修の実施記録 (※⑦⑧は(Ⅰ)(Ⅲ)の看取りに関する要件を用いる場合のみ)
口腔連携強化加算	① 口腔の健康状態の評価の記録
認知症専門ケア加算(Ⅰ) 【訪問介護】	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅡ以上の利用者の割合を確認できる記録 (※毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録
認知症専門ケア加算(Ⅱ) 【訪問介護】	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を確認できる記録 (※毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

4 算定要件

基準	解釈通知
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)</p> <p>松原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年4月施行)</p> <p>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)</p> <p>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発第3号)</p>